二月定例会の主な内容

第四回（二月）定例会は、二月十三日に招集され、三月十八日までの三十五日間にわたり開催しました。

この議会では、市長から平成二十年度の施政方針が述べられ、平成二十年度予算議案、平成十九年度補正予算議案及び条例議案等を審議し、いずれも原案のとおり議決しました。

また、十五人の議員によって総括質疑及び一般質問が行われ、新年度予算で目指すまちづくり、沼津駅周辺の回遊性、大手町地区第一種市街地再開発事業の本市負担額、消防の広域化などについて論議が交わされました。

この議会の主な内容を紹介します。

総括質疑及び一般質問

平成二十年度予算によって目指すまちづくりは

問　新年度予算によって目指すまちづくりについての考え方は。

答　地方分権改革が新たな局面を迎え、地方公共団体には、これまで以上に、健全で自主的・自立的な行財政運営を図り、個性豊かで活力に満ちた、市民が主役の地域社会を実現していくことが求められている。このような中、新年度予算は喫緊の課題に迅速に対応することはもちろん、中長期的な観点に立って、次代につなげる施策を計画的に推進することにより、県東部地域の中核都市としてさらなる発展を遂げられるよう編成したものである。コスト意識と事業効果を念頭に、最少の経費で最大の効果を実現できるよう、事務事業の見直しや経費節減等を図るとともに、乳幼児医療費や保育料の負担軽減等の「人づくり・健康づくり」、沼津駅北拠点施設整備事業等の「活力あるまちづくり」、総合的治水対策整備事業等の「安全安心のまちづくり」の三点を施策の柱として予算を編成した。これらの事業は、住民福祉の増進に欠かすことのできないものであり、その推進により、だれもが住みやすく、潤いを感じ、豊かさを実感できるまちづくりが着実に進展するものと考えている。

自治基本条例を制定する考えは

問　本市において自治基本条例を制定する考えは。

答　住民から信託された地方自治体の自治のあり方を示すものとして、地方分権の進展とともに自治基本条例を制定する動きが広がっており、その条例の内容は自治体によってさまざまである。本市においては、市民の声システムや市民意識調査などにより、市民意見の市政への反映に努めるなど、自治基本条例の精神にかなった取り組みを適宜行っている。今後も市民の意見や提案をまちづくりに反映しながら、市民とともに歩む市政を推進するとともに、自治基本条例制定の必要性についても引き続き研究していく。

今後の広域都市づくりに向けた取り組みは

問　東部広域都市づくり研究会が解散されたが、今後の広域都市づくりに向けた取り組みは。

答　国は、地方分権改革の推進や道州制への移行など、今後の地方制度を大きく変える動きを進めている。こうした国の動きに対応できる行財政能力の高い基礎自治体をつくっていくことが、住民の幸せにつながるものであり、地方分権を推進することになると確信している。現状では、中核市を経験していない各市町が一気に政令指定都市をつくることは困難であり、まずは中核市となり、段階的に移行することが政令指定都市への近道であると考える。具体的には、沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町及び長泉町の三市三町の組み合わせを基本として中核市を目指し、各市町の事情を加味しながら、さまざまな団体や住民と連携し、スピード感を持って広域合併に向けて邁進していく。